

## 第 23 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年 6 月 25 日（火）午後 3 時から 3 時 51 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

### 3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
会長職務代理者	9 番	西田	三郎			
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	4 番	牛野	進一郎	6 番	小山	重和
	7 番	河野	律雄	8 番	寺田	誠
	10 番	西田	暁	11 番	高田	照美

### 農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	小山	幸良	ロ.	片板	大作
ハ.	柳田	和則	ニ.	中峯	哲義
ホ.	高田	正一	ヘ.	小脇	浩一
ト.	雨田	俊孝			

### 4. 欠席委員

農業委員

3 番 池亀 昭次

### 農地利用最適化推進委員（順不同）

チ. 中島 一三

### 5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 29 年度第 35 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和元年度第 23 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係主任	日高 隆一郎

## 7. 会議の概要

事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。  
(農業委員のうち) 議席番号 3番、池亀 昭次 委員 でございます。(農  
地利用最適化推進委員のうち) 中畠 一三 推進委員 でございます。

事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立  
していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第23回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい  
でしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 6番、小山  
重和 委員。7番、河野 律雄 委員 を指名します。

議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第  
1項の規定による平成29年度第35号農用地利用集積計画書の一部変更  
に対する意見決定について、を議題といたします。

事務局 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。戸川係長。  
議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更(賃借権2件)について承  
認を求めるものです。

資料は2ページをご覧ください。

当初公告年月日は平成29年6月30日付け公告(平成29年度第35号)  
の一部変更と当初公告年月日が平成28年2月29日付け公告(平成27年  
度第19号)の一部変更の2件です。

3ページをご覧ください。総括表の説明をいたします。

整理番号1番。賃貸人は南種子町〇〇××番地 A・76歳。賃借人は南  
種子町〇〇××番地 B・46歳です。

土地の所在が、〇〇字△△××番、地目は畑で、面積は●●㎡の内 ●●  
㎡。5月20日に合意解約されています。

次に整理番号2番。賃貸人は〇〇××番地 C・89歳。賃借人は〇〇×  
×番地 D・67歳。

土地の所在が、〇〇字△△××番、地目は畑で面積は●●㎡。5月31日  
に合意解約されております。

4ページをお開きください。A・Bの合意解約通知となっております。4  
の合意解約の理由については「霜が降りるため」とのことです。

C・D両名の合意解約の理由については5ページに通知書を添付していますが、この土地については農地中間管理事業に載せ替えを行い、耕作をEが行うこととなっております。

以上、議案第1号について承認を求めるものであります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議長 質疑ありませんか。  
議長 「異議なし。」の声あり

議長 異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和元年度第23号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題といたします。

事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。戸川係長。  
事務局 8ページをお開きください。議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、令和元年6月28日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権7件・農地中間管理権6件・所有権移転1件)を定めたいので承認を求めます。

資料は9ページをご覧ください。

期間の始期を令和元年7月1日から令和6年6月30日が終期の5年存続で、田 ●●㎡・畑 ●●㎡の3件です。その下段令和7年6月30日が終期の6年存続で、畑 ●●㎡。更に下段には存続期間10年及び20年がありますが面積等お目通し願います。

資料は10ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号1番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 F・86歳、経営面積 ●●㎡。利用権の設定を受ける者は、Eです。

土地の所在は○○字△△××番・○○字△△××番、同××番、地目は3筆ともに畑で面積合計 ●●㎡。賃借料は10アール当り1万円の口座振込で期間6年の新設定です。

次のページの、11ページの整理番号5番をご覧ください。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 G・84歳、経営面積は ●●㎡。利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 H・53歳、経営面積 ●●㎡。

土地の所在は○○字△△××番 外9筆、存続期間は20年で再設定です。なお、使用貸借であるため賃借料はありません。

12 ページ以降 23 ページまで図面を添付していますのでお目通し願います。

事務局

資料は 25 ページをお開きください。令和元年 6 月 28 日を公告日とする農地中間管理権 6 件を定めたいので承認を求めるものです。

今回、5 年存続と 10 年存続があり、面積合計は ●●㎡。そのうち再設定の面積はおよそ半分に当る ●●㎡ です。

上段の 5 年存続について、期間は令和元年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日まで、利用権の設定をする者の数は 2 名、利用権の設定を受ける者の数は 1 名です。

下段の 10 年存続について、期間は令和元年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日まで、利用権の設定をする者の数は 4 名で、利用権の設定を受ける者の数は 1 名となっています。

次のページ (26 ページ) をお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号 1 番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 C・89 歳、経営面積 ●●㎡。

土地の所在は○○字△△××番、地目は 畑で ●●㎡。賃借料は 10 アール当り 1 万円。利用権の設定を受ける者は 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社。支払方法は 口座払いで、存続期間が 10 年、この後土地を借受する予定者は E となっています。

整理番号 2 番・3 番はお目通しください。

次のページ (27 ページ) をお開きください。

整理番号 4 番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 I・54 歳。

土地の所在は○○字△△××番を含む 5 筆で面積合計 ●●㎡。水稻の作付けを行います。この土地の借受予定者は J で、支払方法は 現物渡しです。内容は賃借料の欄をお目通し願います。

整理番号 5 番及び 6 番についてはお目通しください。以上、総合計 田畑合わせて 13 筆、面積合計は ●●㎡ です。

28 ページから 35 ページに図面を添付していますのでご確認をお願いします。

事務局

次に所有権移転に関する内容です。37 ページをお開きください。公告年月日は令和元年 6 月 28 日、対価支払年月日及び引渡時期は令和元年 8 月 13 日を予定しております。

38 ページをお開きください。計画内訳書の説明を行います。

所有権移転をする者は鹿児島市○○××番××号 K です。今回は 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 による土地の買入で、土地の所在は資料に記載のあるとおり、○○字△△××番 外 3 筆。地目は 4 筆とも畑で、面積合計 ●●㎡。売買価格は ○○円 です。

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 の買受後、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 において所定の手続きを終えたのちに〇〇地区の L 氏への売渡業務に入っていく予定です。39 ページには 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 の買入明細、40 ページから 42 ページは図面となっておりますが、後ほどご確認ください。

賃借権及び農地中間管理権を取得する者、または所有権移転を行おうとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第 2 号の農用地利用集積計画について承認を求めるものであります。

よろしく願いいたします。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 2 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 2 号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（委員会許可）について、譲渡人・M、譲受人・N 外 5 件 を議題とします。

事務局 それでは、事務局より議案第 3 号の説明をお願いいたします、日高主任。43 ページをお開きください。

議案第 3 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が 6 件です。

整理番号 1 番から、資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 M。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 N です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、45 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 51 ページから添付しています。

整理番号 2 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 O。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 P です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、46 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は56 ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Q。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 R です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>。

ほかに同字に4筆の合計で5筆、地積合計は●●m<sup>2</sup>です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、47 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は61 ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 S。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 T です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、48 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は66 ページから添付しています。

整理番号5番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 U。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 V です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、49 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は71 ページから添付しています。

整理番号6番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 W。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 X です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>。

所有権移転で、贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、50 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は76 ページから添付しています。

以上6件につきましては、6月10日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番、西田 三郎 委員。

9番委員 ご説明申し上げます。Nさんですが、年齢は38歳。当該地はNさんの自宅を取り巻く形で存在しています。この方の目標として有機無農薬栽培

で安納芋を拡大して農業で生計を立てたいと目標を持っておられます。前年より安納芋を作っておられますが、本人の中では手応えがあるので、今後も経営拡大を図り、この地で農業に従事したいという意欲を持っておられました。特段問題はないものと判断をしたところでございます。以上です。

議長  
8番委員

整理番号2番・6番、寺田委員。

整理番号2番から簡単に説明をいたします。

Pさんは、〇〇に勤められております。勤めながら義理の父、〇〇のYさんになるんですけど、その方と農地と一緒に耕作しているということでございます。

この場所ですけれど、59ページに写真がございまして、〇〇公民館の道反対側の区画に入り込んだ土地で、60ページでOさんと記載されている畑なんですけど、現状はOさんの住まいとなっているようで、この住まいと隣の農地と併せて一緒に買うということで、今回の申請に至ったようです。農地については耕されていて、これから野菜などを作付けして活用したいということでございました。すべての農地を有効利用されるものと思います。

それから整理番号6番ですが、これはXさんの牛舎の近くにある畑でございまして、今も農地として活用されています。名義整理ということで、今回の申請に至っております。以上です。

議長  
10番委員

整理番号3番、西田 暁 委員。

整理番号3番について説明します。これは売買による所有権移転でございます。RさんとQさんの件ですが、場所は64ページを見ると分かるように、集落に入る橋を渡ってすぐの土地でございます。この土地は5筆で、畑が3筆、宅地が2筆で合わせて1反1畝くらいの畑になります。5年くらい前に客土をして、宅地を畑に変えて平成29年度には地籍調査を終了しまして、一応合筆してからの所有権移転になります。申請地には昨年度からラッキョウを作付けしておられます。以上です。

議長  
11番委員

整理番号4番、高田委員

整理番号4番のSさんからTさんへの贈与による所有権移転でございます。SさんとTさんは兄妹でございます。今回の申請地である、この△△××番、3反6畝につきましては、Sさんの父親が離農する段階で、すべての農地をSさんへ離農したついでに渡したところでございます。生前中に父親が子供たち、二男・三男の方にも農地を幾らかずつ渡したいということを述べ、しかし子供たちは都会に出て生活をしているために子供たちへの名義には出来ないということであったようです。そこで、とりあえずSさんの名義にしてあったということでございますけれども、今回Sさんも病気等で農業を辞めているというような形で、早いうちに外の二男・三男に名義変更したいということですのでけれども、二男・三男につきま

しては、普段から種子島に来て農業をする見込みもないということで地元にいる女兄弟に名義を変更して、この農地を渡したいというような考え方のようです。話し合いで今回 T さんがこの農地をもらうという話の運びになったようでございます。この農地につきましては、S さんが Z さんと賃貸契約を結んでおりましたが、昨年2月に賃貸契約は終わっています。その関係で今回の名義変更をし、今後、きび・甘しょの植え付けをしていきたいという考え方でございます。以上、よろしく願いいたします。

議 長  
1 番委員

整理番号5番、古市委員。

UさんとVさんは親子関係であります。現在、作業としては親子一緒にやっているんですけど、名義の方を親から息子へ変更したいということで、贈与による所有権移転です。ご審議方よろしく願いします。以上です。

議 長  
議 長  
議 長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議 長  
事 務 局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請人・aを議題にします。

それでは事務局より、議案第4号の説明をお願いいたします。日高主任。81ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第4条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。それでは資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人が、南種子町〇〇××番地 a。

土地の所在は、〇〇字△△××番と××番。

登記・現況地目は 田。地積は ●●㎡ と ●●㎡ です。

転用計画としまして、地目を 雑種地 に変更。

工事計画は、令和元年7月から令和元年9月までの3ヶ月間。

資金は、必要経費として 造成費 〇〇円・設備費一式 〇〇円 の合計で 〇〇円 です。調達計画は、全て自己資金によるものです。

転用目的としましては 太陽光発電設備 です。

面積につきましては 土地造成 ●●㎡、建築物として電気機械室 ●●㎡、工作物 ●●㎡、その他 ●●㎡、所要面積 ●●㎡です。

転用事由の詳細としまして、

「住宅地内のため太陽光発電所として使用したい。」とのことです。

転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要としまして、

「造成計画として盛土を最高 0.3m、最低 0.1m。これに伴う防除策として、土留工事を行う。法面保護を行う。緩衝地を設ける。防護柵を設ける。用水・排水計画として、雨水処理は自然流下となっています。

なお、申請地は農用区域外、都市計画区域内で、農地区分は「第 2 種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当すると思われます。

参考資料は 82 ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、6 月 10 日の現地調査において申請内容等について確認を実施しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を私から説明いたします。

5 番委員 整理番号 1 番。4 条申請でございますが、事務局から詳しいご説明があったとおりでございます。

よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、西田 三郎 委員。

9 番委員 現地調査の意見では、盛り土を 50 センチした方がいいのではないかといいことでしたが、これが 30 センチになりますということなのですが、現地をみた感じでは全然問題ないと思っております。それからもう 1 つが造成費 ○○円なのですが、事業内容から見て、造成費のほとんどが埋め立てだろうと考えられますが、○○円が適正なんでしょうか。何か計画があれば教えてほしいのですが、その辺確認できたでしょうか。

議長 はい、事務局からお願いします。

事務局 6 月 10 日の現地調査において、現地及び室内検討もした訳ですが、その中で造成について話をしたところです。農地の盛り土については、全体的に均一して一定の泥を盛り土するのではなくて、86 ページの図面にも載っているんですけど、通路を 5 メートルから 3 メートル取ってしまして、外周部は今の高さ、そこから段階的に、設置する面積については 30 センチくらい盛り土をする。あとはコンクリート部分の周りの支柱がそれぞれ基礎として入って来るので、高さ的には隣の駐車場を設置しているところとほぼ変わらないんじゃないかなということで、話を受けております。事務局的にどうかということですが、資金証明書も付いていますし、計画もこのように出されておりますので、今の段階では特に問題ないかと思っております。

ます。

以上で説明を終わります。

議 長  
9 番委員  
事 務 局

西田委員、それでよろしいでしょうか。

これは事業が完了したら現地確認をするんですか。

この案件に限らず、転用の現地確認については計画どおりに施工されているか、後日事務局の方で確認しております。事業内容が大幅に違う場合、若しくは軽微な変更があった場合には、例えば家を造るときに、浄化槽の位置が当初と違っていたとか、そういった理由でも当初の計画と実際に行われている転用の内容が違えば、変更の申請手続きがその都度必要になってくるということです。事務局で転用現場を確認することもありますし、後は農地部員の農地パトロールにおきまして、現地確認をしておりますので、転用許可をした後にその現場を訪れないということはなく、何かしらの恰好で現地確認はしております。

9 番委員  
議 長  
9 番委員  
議 長  
11 番委員

分かりました。

西田委員、よろしいでしょうか。

はい。

高田委員、何か意見はありませんか。

議長。田園地帯の中での太陽光発電所設置について、懇談をお願いします。

議 長

それでは懇談に入りましょうか。

(同意多数)

議 長

懇談に入ります。

議 長  
議 長

懇談を解きます。

ほかに質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議 長

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・b、譲受人・cを議題にします。

事 務 局

それでは事務局より、議案第5号の説明をお願いいたします。日高主任。89ページをお開きください。

議案第5号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 c。

譲渡人が、鹿児島市〇〇××番××号 b。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は 畑。地積は ●●㎡ です。

転用計画としまして、地目を 宅地 に変更。

工事計画は、令和元年8月から令和元年12月までの5ヶ月。

資金は、土地取得費 〇〇円、造成費 〇〇円、建築費として居宅 〇〇円・車庫 〇〇円の合計 〇〇円で、資金内訳は、全額融資となっています。

転用目的としましては 一般住宅・車庫 です。

転用事由の詳細としまして「現在借家住まいで子供も成長し手狭になってきた為、当該地を申請するものです。」とのこと です。

周囲の状況につきましては、西側に町道、南側・東側に譲渡人所有の農地、北側に宅地となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

(1) 造成計画が、盛土・切土を最高 0.3m 行う。

(2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。

(3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅 1.2m程度設ける。

(4) 用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農業振興地域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第3種農地」の「300m以内農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は90ページから添付しています。

なお、この件につきましては、6月10日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、西田 三郎 委員。

9番委員 それでは説明申し上げます。申請地は〇〇集落の中心部、〇〇公民館の道を挟んだはず向かいにあります。

今回の申請地に隣接する土地は前々回同じように5条申請許可を出したところがございます。当該申請地は〇〇さんの境界から 〇〇㎡ を切り取って申請するものです。幅 約4mの残地が出るんですが、これはこの農地の入り口としたいそうです。

いずれにしてもこの辺りは住宅地になりつつありますので、許可することに問題はないと思われまます。

以上です。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第5号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。